

差出人: hqt-kensetsugyouka@mlit.go.jp
送信日時: 2024年2月28日水曜日 9:49
宛先: hqt-kensetsugyouka@ki.mlit.go.jp
件名: (内閣官房より) インボイス制度に関する周知等について (協力依頼)
添付ファイル: 01_周知文書.pdf; ①インボイス記載事項チェックシート.pdf; ②マンガでわかる インボイス記載事項.pdf; ③動画「3分でわかる インボイス〇〇〇〇」シリーズ.pdf; ④お問い合わせの多いご質問 (令和6年2月版) .pdf; ⑤・⑥消費税の確定申告等に関する情報.pdf; ⑦インボイス制度への対応に取り組むみなさまへ 各種支援策のご案内.pdf; ⑧中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口 オンライン税理士相談.pdf

建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体 ご担当者様
(BCCにてお送りしております。)

平素より大変お世話になっております。国土交通省不動産・建設経済局建設業課です。

内閣官房より、インボイス制度の円滑な定着に向けた、周知・協力依頼が参りました。

ご多忙のところ大変恐れ入りますが、以下内容と添付ファイルをご確認いただき、傘下企業への周知をお願いいたします。引き続きよろしくをお願いいたします。

----- (以下、内閣官房より) -----

昨年10月1日から消費税のインボイス制度 (適格請求書等保存方式) が開始され、事業者の方々におかれては実務上において様々なご対応をいただいていることと存じます。

貴団体には、インボイス制度への対応に向けた各種取組につきまして、ご理解・ご協力を賜り、改めてお礼申し上げます。

インボイス制度開始後に寄せられたご質問等を踏まえ、国税庁において以下の資料等を作成・更新しております。特に、新規作成の①・②に関しては、これまでインボイス制度に馴染みが薄かった方にもできるだけ分かりやすいように作成しておりますので、ぜひご活用ください。

また、消費税の確定申告に関するコンテンツをまとめております。中小企業・小規模事業者向け支援策に関する資料とあわせ、会員の方々やその取引先に中小企業・小規模事業者が多い場合にはご案内いただけると幸いです。

各事業者やその取引先における対応を円滑に進めていただく観点から、周知・広報に

ご協力いただき、積極的な活用を呼び掛けていただきますようお願いいたします。

●インボイス制度について

- ① インボイス記載事項チェックシート（記載不備のインボイスを受け取った場合の対応についても記載しています）【新規作成】
- ② マンガでわかる インボイス記載事項【新規作成】
- ③ 動画「3分でわかる インボイス○○○○」シリーズ【新規作成】
- ④ お問い合わせの多いご質問（令和6年2月19日更新）

●消費税の確定申告に関する情報

- ⑤ インボイス発行事業者の登録を受けた方の確定申告について
- ⑥ 2割特例 特設ページ（2割特例の概要や動画による申告書作成の解説など）

●中小企業・小規模事業者向け支援策

- ⑦ インボイス制度への対応に取り組むみなさまへ 各種支援策のご案内
- ⑧ 中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口 オンライン税理士相談

以上、大変長々と申し訳ございませんが、何卒よろしくようお願い申し上げます。

-----（以上）-----

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

TEL：03-5253-8277

MAIL：hqt-kensetsugyouka@ki.mlit.go.jp
